令和７年度「人権教育研究推進事業」研究指定校事業

都道府県・指定都市名（　大阪市　）

１．基本情報

研究指定校名	大阪市立高殿小学校

○これまでの研究指定等の状況

－

○学級数

27 学級（うち特別支援学級 6 学級）

○児童生徒数

650 人（令和 7 年 1 月 31 日現在）

○URL

https://swa.city-osaka.ed.jp/swas/index.php?id=e681513

２．調査研究のテーマ、概要、指定理由

調査研究のテーマ	「ESD を柱にした人権教育の推進」

○調査研究のテーマを設定した目的

ESD（Education for Sustainable Development）は 2016 年に発表された中央教育審議会の答申で「基盤となる理念」として位置づけられ、学習指導要領にも「持続可能な社会の創り手」の育成が目標として掲げられている。ESD の教育理念は、これまでの教育を捉え直す理念といえる。

大阪市教育振興基本計画の〔人権を尊重する教育の推進〕の項や、「大阪市教育委員会『人権教育・啓発推進計画』実施計画」（平成 30 年 4 月改訂）で示されている教育を進めるために、各校園においては、それぞれの実態に応じた「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」を立案し、教職員が人権尊重の理念を正しく理解し、豊かな人権感覚を養い指導力を向上させるための人権教育研修を行い、様々な人権課題に対して具体的な取組の実践に努めている。また、平成 30 年より本市教育委員会では「学力の基礎としての人権教育　個別的課題の実践デザイン」として「同

和教育編」をはじめとする個別的人権課題について解説概要版と実践事例集を作成し、本市教員用教育データベース「waku×２.com-bee」に掲載して、全学校園の教職員がいつでも活用できるようにしている。さらに、令和３年には「学力の基礎としての人権教育　個別的課題の実践デザイン～多文化共生～」を作成した。

大阪市の外国籍児童生徒数は増加傾向にあり、特にここ数年の増加は著しい。国や地域も多様化していて、市内に４つある共生拠点は、対応や指導に多忙を極めている状況にある。多文化共生教育を推進するためには、外国につながる児童生徒へのさまざまな支援の充実とともに、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方について調査研究が重要である。

当該校においては、旧同和対策地区が校区にあり、人権を基底とした教育活動の推進を続けている学校である。学校教育目標を「自他を大切にし、確かな学力・豊かな心・健やかな体をもち、未来を切り拓く子どもを育てる」とし、ESD の実践を通して、様々な人たちと「ともに生きる」ことができる児童の育成に努めている。「仲間づくり」「平和」「文化の多様性」「基本的人権の尊重」の４つのテーマを柱とし、数ある人権課題を系統的に学習できるように、「ESD カレンダー」にまとめ、学びの蓄積を「見える化」している。実践を積みながら、教材の開発や学校行事、教科間の合科も含めた、カリキュラムマネジメントに取り組み続けている。この長年の取り組みが評価され、ユネスコスクールに認定されている。また、校内に「第２共生支援拠点　かけはし」があり、他校の渡日してきた外国籍児童・生徒が通っており、令和６年度には、「かけはし」の先生（多文化共生教育実践指導者）から外国文化を学ぶ取り組みも行った。そして、民族学級（国際クラブ）として「セッパラム」が毎週水曜日に活動していて、本校児童で韓国・朝鮮にルーツのある児童が集い、交流するなど、異文化理解・多文化共生を培う土台がある学校である。

本事業を通じて研究の成果を発信・共有することで、さらなる人権教育の深化・充実につながるものと考え、本テーマを設定した。

〇調査研究の概要

研究のポイントとしては以下に記す。

①当該校のめざす教育を実践するためのカリキュラムマネジメントを進める。教科横断的に学習を進めながら、「主体的・対話的で深い学び」とともに、児童相互のつながりを深め、人権教育を基底とした実践を進める。また、「総合的読解力の向上」にもつながるような授業の構築を図る。

②地域の人材や地域教材等を有効に活用し、「ともに生きる」気持ちを育てられる活動や体験を通じて人権教育を進める。

③取り組むねらいを明確にし、探究的な学習となるよう「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」を意識した授業づくりを進め、「振り返りと新たな課題の設定」（自己評価）を適切に行う。また、それぞれの学習が言語活動との関連を大切にし、「情報を読み取る（要約）」「考えを形成する（思考ツール）」「考えを交流する（ペアワーク・グループワークなど）」「考えを表現する（スピーチ・ポスターセッション・舞台発表など）」の学習活動を行う。

〇指定理由

こども基本法が令和５年４月１日から施行され、こども施策の基本理念などを明確にし、国や都道府県、市区町村など社会全体でこどもや若者に関する取組「こども施

策」を進められている。
　本市でも、個別的な人権課題の一つとなっている「子供」については、「子供」自身が、いじめや虐待にさらされるという直接的な人権侵害を被ることや、生まれながらの環境的な、例えば両親や祖父母が被差別部落の出身であったり、障がい者や外国につながる当事者であったりするという、当該の「子供」自身は発達段階によっては意識していなかったり気づいていなかったりする、間接的な人権侵害を被っていることもある。
　今回指定予定の当該校の児童の実態や中心に据えている研究の内容を考えると、いじめや虐待は日常的な課題、当然のこととして日々取り扱う課題とし、特に、個々の子どもたちが背景として抱える様々な人権課題に焦点をあてた内容を重点的に取り組んでおり、本事業の趣旨に則って指定するに相応しいと考える。

３．取り組んだ人権課題

※　該当するものに〇印。複数選択可。うち、最も主要な人権課題１つに◎印。
※　下線部は、令和７年度事業における重点課題。

① 子供	
② 女性	
③ 高齢者	
④ 障害者	〇
⑤ 同和問題	◎
⑥ アイヌの人々	
⑦ 外国人	〇
⑧−１ HIV 感染者等	
⑧−２ ハンセン病患者等	
⑨ 刑を終えて出所した人	
⑩ 犯罪被害者等	
⑪ インターネットによる人権侵害	〇
⑫ 北朝鮮当局による拉致問題等	
⑬ 性的指向、性自認	
⑭ その他（　　）	

４．調査研究の内容等

〇調査研究の内容

「ESD を柱にした人権教育の推進」

① 様々な人権課題を系統的に学ぶことができるように、各学年の実態に応じたカリキュラムを作成する。教員一人ひとりがカリキュラムマネジメントに参画し、教科横断的に各教科の学習を有機的に関連付け、効果的な学習活動が進められるようにする。

また、「主体的・対話的で深い学び」とともに、「総合的読解力の向上」につながるよう、本校の４つの人権テーマに基づいて学習を展開していく。人権教育が基底にあるという認識を教員一人ひとりが持ち、隠れたカリキュラムについての理解を深め、教職員間での共有を図る。

② 地域と連携し地域から学ぶ機会を多くつくり、互いの違いを認め、そのちがいを豊かさにかえる人権教育を進める。また、区役所等と連携し、様々な体験活動を採り入れ、豊かな心の育成をめざす。

③ これまでも、国語科、道徳科、生活・総合的な学習の時間などで人権学習の実践を積み重ねてきた。また、学校行事として全体交流の場を設定していた。単に決められた教材をこなすだけでなく、探究的な学習課程の在り方についても研究してきた。探究的な学習として「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」を意識した授業づくりを進め、「振り返りと課題設定の更新」（自己評価）を適切におこないながら進める。また、それぞれの学習が言語活動との関連を大切にし、「情報を読み取る（要約）」「考えを形成する（思考ツール）」「考えを交流する（ペアワーク・グループワークなど）「考えを表現する（スピーチ・ポスターセッション・舞台発表など）」の学習活動を行う。

④ 児童自身が「自分ごと」として捉えられる学習課題の設定、導入の工夫、教育ＤＸの推進・活用、表現の工夫等、カリキュラムマネジメントを進めながら実践する。とくに毎時間のめあてを明確にし、学習後のふりかえりをすべての学年、すべての学級で徹底していく。

〇実施方法

① 生活・総合的な学習の時間を中心に、教科横断的に実践をカリキュラムに位置付け、計画的に取り組む。

・地域の人材をゲストティーチャーとして招いた学習。

・低学年、中学年、高学年と発達段階が上がるにつれそれぞれ深い学びになっていくようにする。

② 教育課程外での取組

・外国につながりのある児童や保護者が参加しての多文化共生交流会

・民族学級「セッパラム」・太鼓クラブ「絆」の実施

③ 特別の教育課程による日本語指導・母語指導

・国語科の時間を中心に、教育委員会の事業も活用しながら、取り出しまたは教室入り込みの専門家による指導を行う。

【先進的な取組】

・生江人権協会から講師を招き、反戦平和教育や部落問題学習を行う。多文化共生教育を進めるにあたって校内にある「第２共生拠点　かけはし」と連携して、多文化共生教育につながる学習を計画する。教育資源を活用するモデルの一つとし

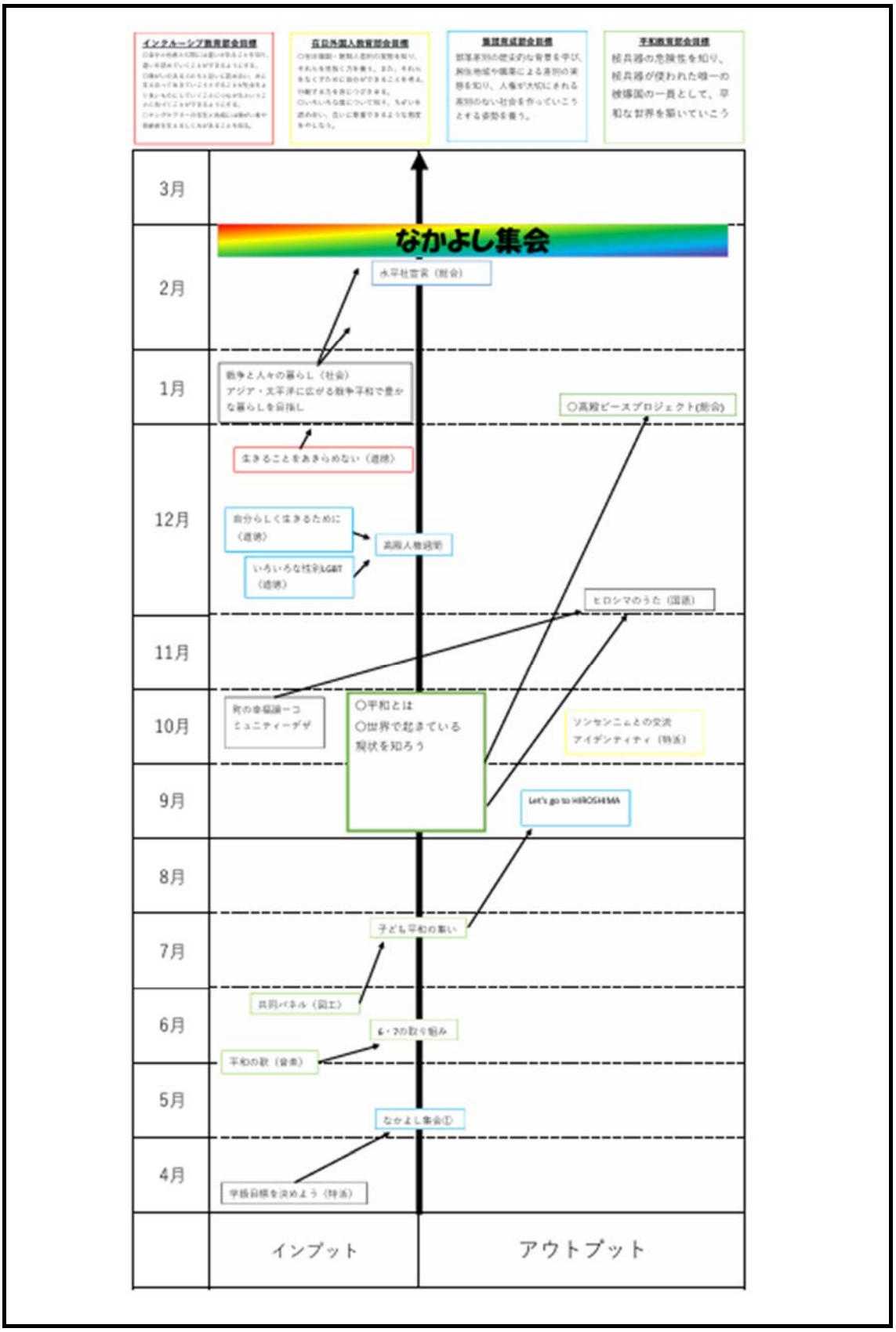
て、地域と連携した実践を行うことは先進的である。
【期待される効果】
・地域にある教育資源として継続し、発展的な活動につながる。
・教育 DX を推進し、一人一台端末や ICT 機器を学習の手段や身近なツールとして活用することが定着する。

〇検証・評価・改善・普及

①上記①②についての検証・評価
・高殿小学校では、年２回児童アンケートを行っており、以下の項目についての前年度比較を行い、その伸びをもって検証・評価を行う。　※（　）は令和７年度の中間→年度末の度肯定回答の割合
「友だちとなかよくしている。」　95%→88%　(96.1%→95.6%)
「話し合い活動に積極的に参加している。」　80%→80.5%　(79.4%→80.1%)

②成果と課題の発信・普及
・教育委員会の行う事業の活用にかかわっては、教育委員会と連携し、事業効果の一つとして活用を図っていただく。
・委託期間終了後の取組として、成果、効果のあった取組を精選し、教育課程編成に組み込み、継続して取り組んでいくことで、単年度だけではなく、中期的展望をもって取組後の検証を行い、発信する。
・低学年の児童アンケート「友だちとなかよくしている」の結果が、例年に比べると大きく下回った。友だち関係について肯定的に考えられるように、児童の発達段階に合わせて指導内容や指導展開を見直す必要があると考える。

５．人権教育にかかる年間指導計画



６．推進体制（都道府県・指定都市教育委員会等を含む）

